

第2章 障がいのある人等の状況

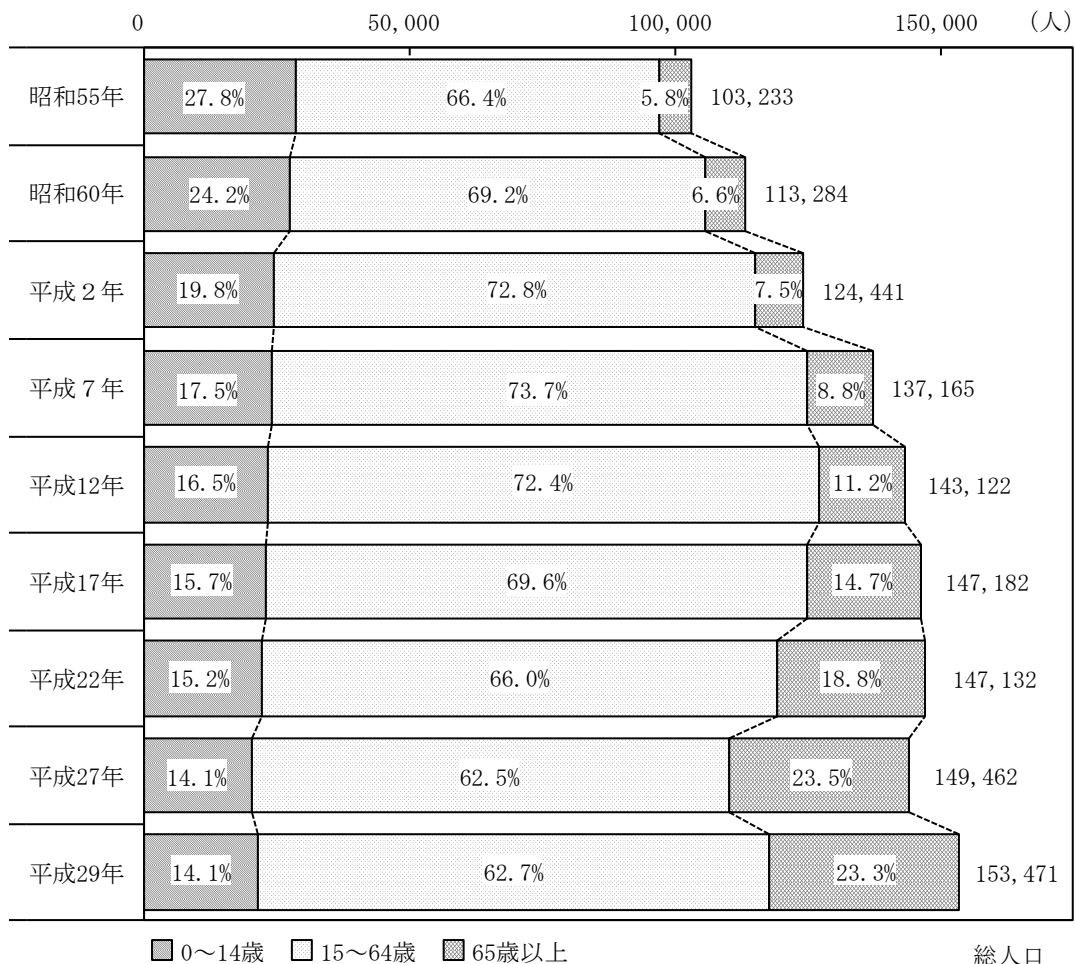
1 小牧市の概要

(1) 人口の推移

平成29年4月1日現在の総人口は153,471人です。年齢三区分別の割合は、0～14歳が14.1%、15～64歳が62.7%、65歳以上が23.3%となっています。

年齢三区分別の推移をみると、65歳以上の人口割合が増加し、0～14歳の人口割合が減少しています。昭和55年には0～14歳が65歳以上の約4.8倍であったのが、平成22年には逆転し、平成27年には65歳以上が0～14歳の約1.7倍となっています。

図表2-1 年齢三区分別人口の推移



(注) 平成2年から平成27年の総人口は年齢不詳を含む。

資料：平成27年までは「国勢調査」、平成29年は4月1日現在の「住民基本台帳人口」。

(2) 障がいのある人の全体数

平成29年4月1日現在の障がいのある人の総数は6,539人であり、うち身体障がいのある人が4,434人、知的障がいのある人が1,063人、精神障がいのある人が1,042人となっています。複数の障がいをもつ人がいるため、合計が単純に障がいのある人の数にはなりません。概ね市民の4.3%、つまり23人に1人が何らかの障がいを有していることとなります。

なお、図表2-2の人数は、身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の所持者数であり、これに手帳を所持していない、発達障がいのある人、自立支援医療(精神通院)を受給している人等を加えるとかなりの人数になると推測されます。

図表2-2 障がいのある人(障害者手帳所持者)の全体数

単位：人

区 分	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	総人口に占める割合
身体障がいのある人	112	235	1,074	3,013	4,434	2.9%
知的障がいのある人	381	433	211	38	1,063	0.7%
精神障がいのある人	51	642	154	195	1,042	0.7%
計	544	1,310	1,439	3,246	6,539	4.3%

(注) 平成29年4月1日現在

2 障がいの種類別の状況

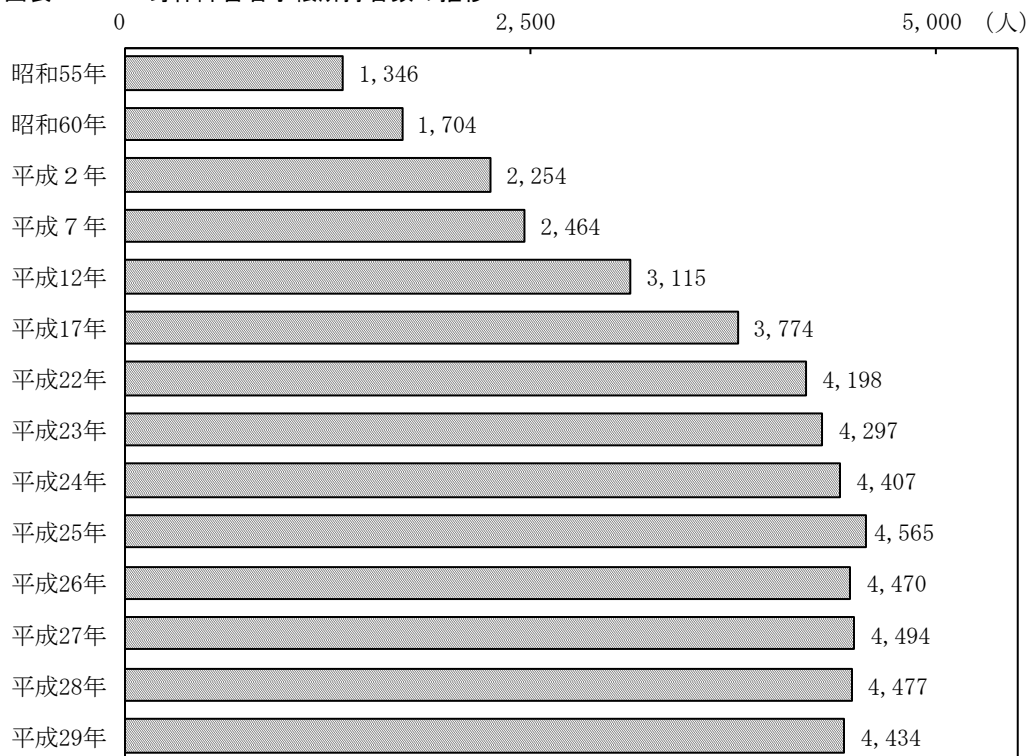
(1) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳の所持者数は平成25年まで毎年増加を続け、平成29年4月1日には4,434人となっています(図表2-3)。総人口に占める身体障害者手帳所持者の割合は、平成29年度が2.9%となっています。

年齢別にみると、65歳以上が68.0%を占めています。平成26年と比べると、65歳以上の割合は上昇しており、身体障がい者の高齢化が進んでいることがわかります(図表2-4)。

身体障がいの種類別にみると、平成29年4月1日現在では肢体不自由が55.7%と最も高くなっています。内部障がいは年々増加傾向であり、32.5%と2番目に高くなっています(図表2-5)。

図表 2-3 身体障害者手帳所持者数の推移



(注) 各年4月1日現在

図表 2-4 年齢別身体障害者手帳所持者数 (年齢別)

単位: 人 (%)

	区 分	0~17歳	18~39歳	40~64歳	65歳以上	合 計
平成26年	人 数 割 合	102 (2.3)	255 (5.7)	1,142 (25.5)	2,971 (66.5)	4,470 (100)
平成29年	人 数 割 合	112 (2.5)	235 (5.3)	1,074 (24.2)	3,013 (68.0)	4,434 (100)

(注) 各年4月1日現在

図表 2-5 身体障害者手帳所持者数 (障がいの種類別) の推移

単位: 人 (%)

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総 数 (a)	4,297 (100)	4,407 (100)	4,565 (100)	4,470 (100)	4,494 (100)	4,477 (100)	4,434 (100)
視 覚 障 が い (b) 割 合 (b) / (a)	218 (5.1)	231 (5.2)	234 (5.1)	235 (5.3)	235 (5.2)	227 (5.1)	214 (4.8)
聴 覚 障 が い (c) 割 合 (c) / (a)	202 (4.7)	211 (4.8)	231 (5.1)	238 (5.3)	248 (5.5)	243 (5.4)	244 (5.5)
音 声 ・ 言 語 障 が い (d) 割 合 (d) / (a)	57 (1.3)	54 (1.2)	55 (1.2)	54 (1.2)	55 (1.2)	60 (1.3)	66 (1.5)
肢 体 不 自 由 (e) 割 合 (e) / (a)	2,566 (59.7)	2,615 (59.3)	2,705 (59.3)	2,565 (57.4)	2,575 (57.3)	2,534 (56.6)	2,470 (55.7)
内 部 障 が い (f) 割 合 (f) / (a)	1,254 (29.2)	1,296 (29.4)	1,340 (29.4)	1,378 (30.8)	1,381 (30.7)	1,413 (31.6)	1,440 (32.5)

(注) 各年4月1日現在

障害等級別にみると、1級、3級、4級は増加傾向にあり、平成17年から1級の割合が最も高く、平成29年には1,195人となっています。平成29年の身体障がいの種類別にみると、1級の割合が最も高いのは内部障がいで51.3%となっています(図表2-6)。

図表2-6 身体障害者手帳所持者数(障害等級別)の推移

単位:人

区分	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
昭和60年	1,704 (100)	263 (15.4)	312 (18.3)	392 (23.0)	321 (18.8)	253 (14.8)	163 (9.6)
平成2年	2,254 (100)	383 (17.0)	396 (17.6)	590 (26.2)	421 (18.7)	269 (11.9)	195 (8.7)
平成7年	2,464 (100)	506 (20.5)	410 (16.6)	726 (29.5)	393 (15.9)	254 (10.3)	175 (7.1)
平成12年	3,115 (100)	819 (26.3)	529 (17.0)	892 (28.6)	482 (15.5)	244 (7.8)	149 (4.8)
平成17年	3,774 (100)	1,021 (27.1)	621 (16.5)	995 (26.4)	713 (18.9)	270 (7.2)	154 (4.1)
平成22年	4,198 (100)	1,131 (26.9)	625 (14.9)	1,102 (26.3)	894 (21.3)	283 (6.7)	163 (3.9)
平成27年	4,494 (100)	1,169 (26.0)	616 (13.7)	1,109 (24.7)	1,127 (25.0)	281 (6.3)	192 (4.3)
平成28年	4,477 (100)	1,191 (26.6)	614 (13.7)	1,094 (24.4)	1,098 (24.5)	281 (6.3)	199 (4.4)
平成29年	4,434 (100)	1,195 (27.0)	606 (13.7)	1,082 (24.4)	1,080 (24.4)	279 (6.3)	192 (4.3)
視覚障がい	214 (100)	79 (36.9)	61 (28.5)	19 (8.5)	16 (7.5)	29 (13.6)	10 (4.7)
聴覚障がい	244 (100)	11 (4.5)	61 (25.0)	40 (16.4)	40 (16.4)	2 (0.8)	90 (36.9)
音声・言語障がい	66 (100)	0 (0.0)	7 (10.6)	42 (63.6)	17 (25.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
肢体不自由	2,470 (100)	367 (14.9)	454 (18.4)	661 (26.8)	648 (26.2)	248 (10.0)	92 (3.7)
内部障がい	1,440 (100)	738 (51.3)	23 (1.6)	320 (22.2)	359 (24.9)	0 (0.0)	0 (0.0)

(注) 各年4月1日現在

年齢別にみると、すべての区分で65歳以上が最も高くなっています。特に視覚障がい、聴覚平衡機能障がいでは70%を超えています。

図表2-7 身体障害者手帳所持者数（障がいの種類別・年齢別）

単位：人

区 分	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合 計
視 覚 障 が い	2	15	42	155	214
聴覚平衡機能障がい	6	22	42	174	244
聴 覚	6	22	40	174	242
平 衡 機 能	0	0	2	0	2
音声言語そしゃく 機能障がい	2	0	21	43	66
肢 体 不 自 由	82	140	609	1,639	2,470
上 肢	12	32	194	410	648
下 肢	9	28	233	800	1,070
体 幹	59	77	179	428	743
運 動 機 能	2	3	3	1	9
内 部 障 が い	20	58	360	1,002	1,440
心 臓 機 能	13	31	120	501	665
じ ん 臓 機 能	1	14	178	282	475
呼 吸 器 機 能	0	1	6	41	48
ぼうこう・直腸機能	2	2	39	177	220
小 腸 機 能	0	2	3	0	5
免 疫	0	4	13	1	18
肝 機 能	0	0	0	0	0
合 計	112	235	1,074	3,013	4,434

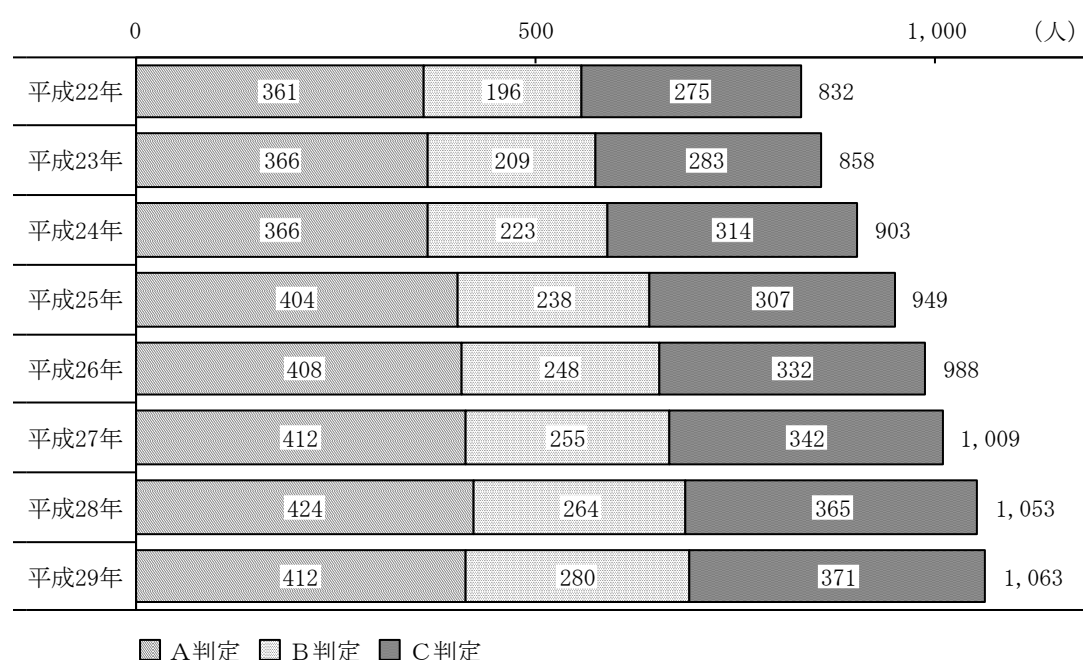
(注) 平成29年4月1日現在

(2) 療育手帳所持者

平成22年以降の本市の療育手帳所持者数の推移をみると、平成29年4月1日では1,063人です。障がいの程度別では、重度のA判定が412人と最も多く、全体の38.8%を占めています（図表2-8）。

年齢別にみると、18～39歳が433人と最も多く、次いで0～17歳の381人となっています。両者を合わせた40歳未満が814人であり、全体の76.6%以上を占めています。性別では、男性が女性より多く、特に0～17歳では男性が143人多くなっています（図表2-9）。

図表2-8 療育手帳所持者数（障がいの程度別）の推移



(注) 各年4月1日現在

図表2-9 療育手帳所持者数（性別・年齢別・障がいの程度別）

単位：人

区分	0～17歳		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
A判定	81	49	97	70	53	42	8	12	239	173	412
B判定	58	20	63	43	39	40	9	8	169	111	280
C判定	123	50	100	60	25	12	1	0	249	122	371
合計	262	119	260	173	117	94	18	20	657	406	1,063
	381		433		211		38				

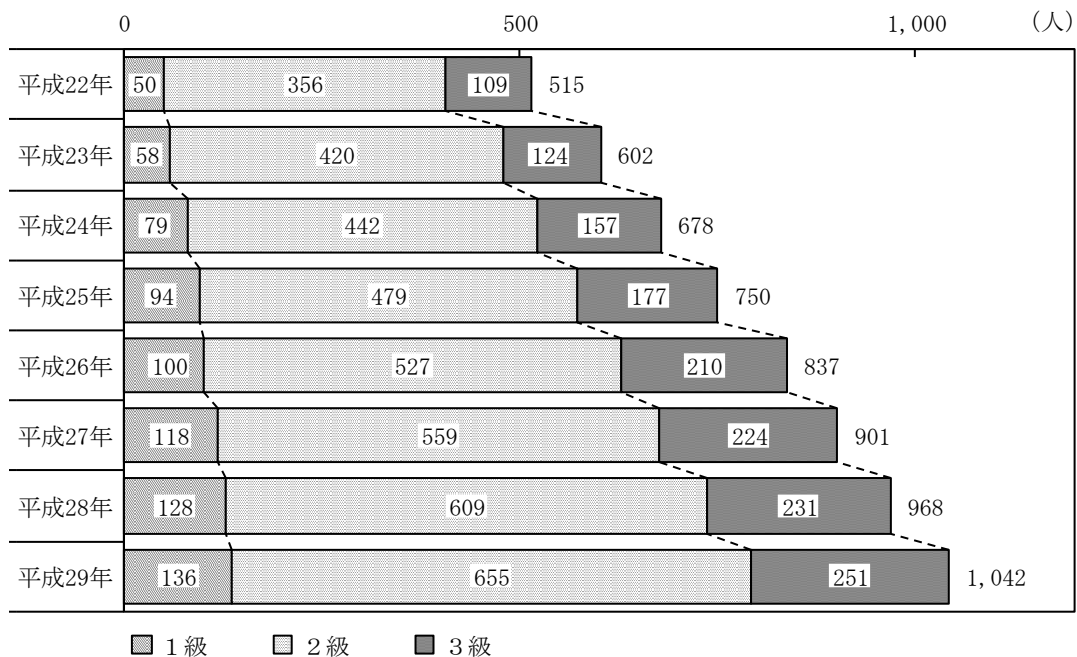
(注) 平成29年4月1日現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

平成29年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は1,042人です。障害等級は重度から1級、2級、3級となっており、2級が655人と最も多く、全体の62.9%を占めています。平成22年からの推移をみると、毎年60人以上増加しています(図表2-10)。

年齢別にみると、18～39歳が642人(61.6%)と最も多くなっています。性別では、0～17歳、40～64歳では男性の方が多く、18～39歳、65歳以上では女性が多くなっており、全体をみると女性が50人多いです(図表2-11)。

図表2-10 精神障害者保健福祉手帳所持者数(障害等級別)の推移



(注) 各年4月1日現在

図表2-11 精神障害者保健福祉手帳所持者数(性別・年齢別・障害等級別)

単位：人

区分	0～17歳		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
1級	3	1	21	26	3	6	26	50	53	83	136
2級	24	6	199	220	56	44	36	70	315	340	655
3級	12	5	84	92	30	15	2	11	128	123	251
計	39	12	304	338	89	65	64	131	496	546	1,042
	51		642		154		195				

(注) 平成29年4月1日現在

3 難病患者等

平成25年4月から、障害者総合支援法に定める障害児・者の対象に、難病患者等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となっています。障害者総合支援法における難病等の範囲は、平成24年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲（難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患及び関節リウマチ）の130疾病から「障害者総合支援法対象疾病検討会」において検討し、平成27年1月から151疾病、同年7月から332疾病、平成29年4月には358疾病と拡大しています。

また、平成27年1月から新たな難病医療費助成制度が実施されています。平成29年4月から、「難病の患者に対する医療等に関する法律」の改正により対象疾病が330疾病、児童福祉法の改正により小児特定疾病では対象疾病が722疾病となっています。

図表 2-12 指定難病患者数

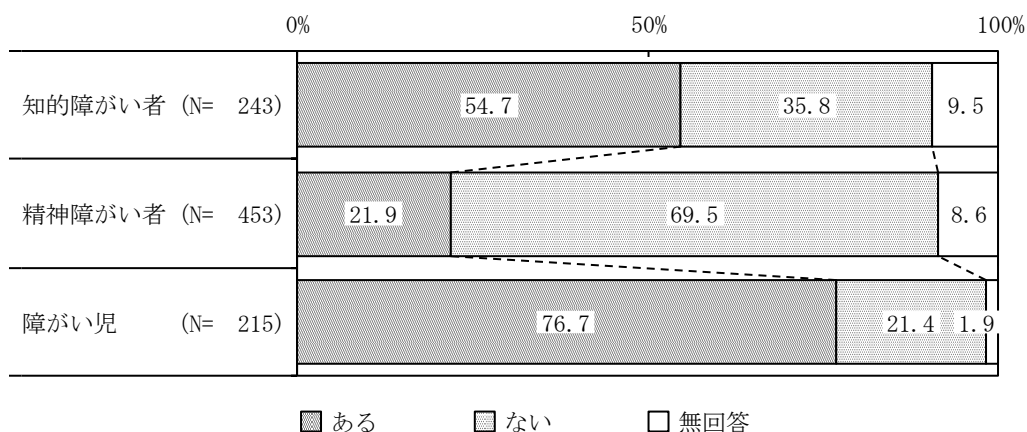
単位：人

4 発達障がい

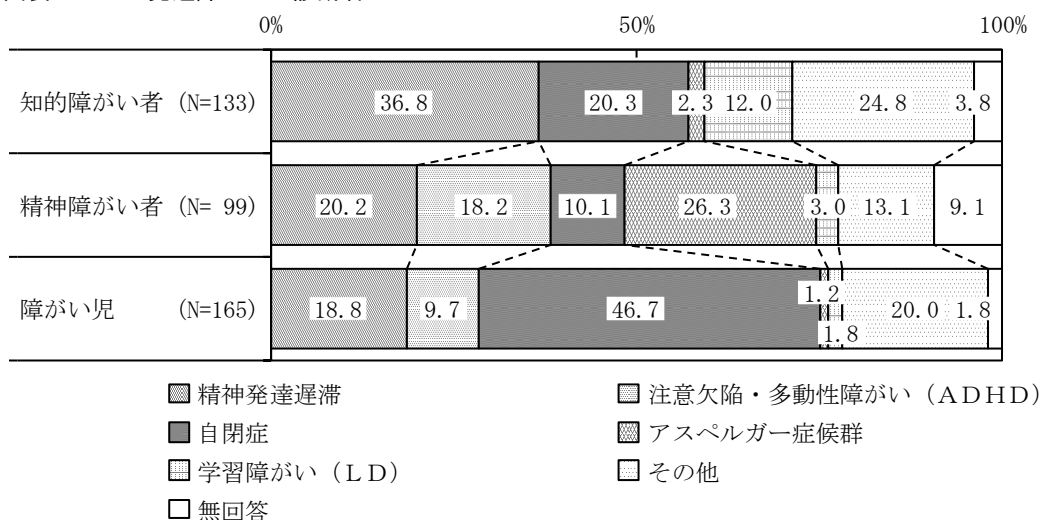
発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発病するものとして政令で定めるものとして、発達障害支援法において定義されています。

本市のアンケート調査で障がい児215人の回答のうち、「発達障がいと診断されたことがある」と回答した障がい児は76.7%であり、診断名は自閉症が46.7%と最も多くなっています(図表2-13・図表2-14)。

図表2-13 発達障がいと診断されたこと



図表2-14 発達障がいの診断名



資料：「第3次小牧市障がい者計画見直し・第5期小牧市障がい福祉計画策定アンケート結果報告書」平成28年度

5 障害支援区分

障害者総合支援法による障害福祉サービスを利用するためには、障害支援区分が必要です。この障害支援区分とは、障がいの特徴や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを示すもので、面接による調査等を経て、市町村審査会による審査及び判定により認定されます。区分は1から6まであり、区分6が最も支援の必要性が高いことを示しています。

平成29年4月1日現在では、592人が認定を受けています。知的障がい者の認定が最も多くなっており、全体の約半分となっています。区分別では、区分6が最も多く174人となっています。

平成26年と比べると、全体の認定数は30人増加していますが、身体障がい者の認定数は24人減少しています。区分別にみると、区分4が最も増加し、区分2が最も減少しています。

図表2-15 障害支援区分の認定結果

単位：人

	区 分	計	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
平成26年	身 体	212	0	7	48	36	14	24	83
	知 的	265	0	10	40	53	57	50	55
	精 神	81	0	10	46	21	4	0	0
	難 病	4	0	0	3	1	0	0	0
	合 計	562	0	27	137	111	75	74	138
平成29年	身 体	188	0	3	10	38	28	23	86
	知 的	295	0	5	22	50	76	54	88
	精 神	105	0	3	57	35	8	2	0
	難 病	4	0	0	1	1	2	0	0
	合 計	592	0	11	90	124	114	79	174

(注) 各年4月1日現在